第三条中消費税法第三十八条第一項の改正規定の次に次のように加える。

第三十八条の二第一項中「百分の六・三」を「百分の七・八」に改める。

附則第一条第二号中「並びに」を「及び」に、「及び第十六条」を「から第十六条の二まで」に、「平成二十七年十月一日」を「平成二十九年四月一日」に改める。

附則第十五条中「（次条」を「（次条及び附則第十六条の二」に、「二十七年新消費税法」を「二十九年新消費税法」に、「この条及び次条」を「附則第十六条の二まで」に改める。

附則第十六条第一項前段中「二十七年新消費税法」を「二十九年新消費税法」に改め、「おいて課税資産の譲渡等」の下に「及び特定課税仕入れ（消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。以下この条及び次条において同じ。）」を、「適用される課税資産の譲渡等」の下に「及び特定課税仕入れ」を加え、同項後段を次のように改める。

この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第三条	施行日前	施行日から附則第一条第二号に定める日（以下附則第十四条までにおいて「一部施行日」という。）の前日までの間
	をいう	をいい、平成二十七年十月一日以後に行った課税資産の譲渡等については、同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等に該当するものを除く
	新消費税法	第三条の規定による改正後の消費税法（以下附則第十四条までにおいて「二十九年新消費税法」という。）
附則第五条第一項	施行日前	施行日から一部施行日の前日までの間
	施行日以後	一部施行日以後
	第二条	第三条
	旧消費税法	二十九年旧消費税法
附則第五条第二項	施行日	一部施行日
	定める課税資産の譲渡等	定める課税資産の譲渡等並びに特定継続供給役務で一部施行日前から継続して提供を受けているものその他の政令で定める特定課税仕入れ（消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。以下附則第十四条までにおいて同じ。）
	平成二十六年四月三十日	平成二十九年四月三十日
	支払を受ける権利	支払を受ける権利又は支払義務
	係る課税資産の譲渡等	係る課税資産の譲渡等又は特定課税仕入れ
	旧消費税法	二十九年旧消費税法
附則第五条第三項	平成八年十月一日	平成二十五年十月一日
	平成二十五年十月一日	平成二十八年十月一日

附則第五条第四項及び第五項	指定日	二十八年指定日
	施行日	一部施行日
	旧消費税法	二十九年旧消費税法
	平成八年十月一日から指定日	平成二十五年十月一日から二十八年指定日
	施行日	一部施行日
	旧消費税法	二十九年旧消費税法
	、指定日	、二十八年指定日
附則第六条第一項	施行日前	施行日から一部施行日の前日までの間
	施行日以後	一部施行日以後
	旧消費税法	二十九年旧消費税法
附則第七条第一項	指定日	二十八年指定日
	施行日	一部施行日
	旧消費税法	二十九年旧消費税法
附則第八条第一項	施行日前	施行日から一部施行日の前日までの間
	につき	又は特定課税仕入れにつき
	が施行日以後	又は当該特定課税仕入れに係る費用の額を支出した日が一部施行日以後
	に係る消費税	又は特定課税仕入れに係る消費税
	旧消費税法	二十九年旧消費税法
附則第八条第三項及び第九条	施行日前	施行日から一部施行日の前日までの間
	施行日以後	一部施行日以後
	新消費税法	二十九年新消費税法
附則第十条第一項、第十一条及び第十二条	新消費税法	二十九年新消費税法
	施行日前	施行日から一部施行日の前日までの間
	施行日以後	一部施行日以後
附則第十三条第二項	施行日	一部施行日
	規定する税率	規定する税率又は附則第十五条から第十六条の二までの規定により二十九年旧消費税法第二十九条に規定する税率
	課税資産の譲渡等	課税資産の譲渡等又は特定課税仕入れ
	及びその合計額	の合計額